

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があつたので公告する。

令和 7 年 11 月 14 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 堅田プライスプラザ 大津市真野二丁目字下河原 161-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ワ イズホールディングス 京都府京都市山科区東野狐藪町 16 番地 代表取締役 堀直樹

3 変更しようとする事項

(1) 変更前

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 午前 10 時から翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 30 分から翌午前 0 時 30 分（一部午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分）

(2) 変更後

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 株式会社午前クリのアオキ 午前 9 時から翌午前 0 時 株式会社ブックレットおよび株式会社キャンドゥ 午前 10 時から翌午前 0 時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分から翌午前 0 時 30 分（一部午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分）

4 変更年月日 令和 7 年 12 月 3 日

5 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更に伴う、営業計画の変更のため

6 届出年月日 令和 7 年 10 月 22 日

7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

- 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3-1 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 令和 7 年 11 月 14 日から令和 8 年 3 月 16 日まで

8 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和 8 年 3 月 16 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号